

# 第1回定例会会議録

平成29年 3月 7日（火）

開 議 午前10時00分

○議長（古越 弘君） おはようございます。

これより、本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側でも全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

―――日程第1 一般質問―――

○議長（古越 弘君） 日程に従い、これより、一般通告質問を続行します。

順次発言を許可します。

頁	通告番号	氏 名	件 名
193	6	小井土 哲 雄	国保税の資産割に異議あり
			迅速な除雪作業を
			新生活改善の普及を
209	7	池 田 健一郎	2万人都市構想の進捗は
			健康寿命の延伸について

通告6番、小井土哲雄議員の質問を許可します。

小井土哲雄議員。

（7番 小井土哲雄君 登壇）

○7番（小井土哲雄君） おはようございます。

通告6番、議席番号7番、小井土哲雄です。

先ほど、議会開会前の打ち合わせで、消防課長より、5日に防災ヘリの墜落の簡単な報告がございまして、9名全員お亡くなりになりました。そして、佐久広域の隊員もお亡くなりになったということで、心から御冥福をお祈りいたします。

それでは、質問に入ります。

今回、1点目が国保税資産割に異議があるということで通告してございます。

国保税の資産割は町内に資産がある者には課税され、町外に資産を持つ者には課税されない、二重課税とも捉えられる資産割は不公平感に感じるが、課税方法を見直す考えがあるのか町長に質問したいと思います。

今回の質問は、国保資産割に異議を申し上げるものであり、町長の議員時代からの信念からすれば、見直しが必要であり、廃止すべきものとお考えになるのではと思います、投げかけるものです。

振り返りますと、平成25年に1億4,000万円ほどありました国保会計の基金を取り崩し、それでも、足りないであろうとの予測から、翌年平成26年4月より、平均22%の増税となり、それでも足りない可能性から、法定外繰り入れ2,000万円を3年間、合わせますと6,000万円の繰り入れとなりました。

今議会では2億2,000万円ほどの予備費、基金とも捉えることができる額が残すことができたので、29年度予算には上程されておられません。

この件につきましては、今回上程されるようであれば、これだけの予備費があることからして、法定外繰り入れに反対するつもりでございましたから、まずはよかったと思っています。そして、これからも、なお一層、保健福祉課を中心とした御努力を望みます。

ただし、2億2,000万円の予備費といっても、現状1カ月7,100万円ほどの持ち出しがあることからしますと、3カ月先までの国保会計の担保とすると2億300万円となりますので、現状の予備費2億2,000万円がほぼ3カ月先までの基金となりますので、決して安心できる額とは思えません。早めの健康診断、健診を町民の皆さんにはお願いしたいものでございます。

さて、町長にお聞きしますが、国民健康保険税は、医療分、支援分、介護分の3つから成り立ち、それぞれの賦課方式で税率が定めています。賦課方式は、地方税法に規定されており、国民健康保険事業に要する費用を、所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額により按分する4方式で成り立っており、当町においてもこの4方式での徴収となります。

しかしながら、県内におきましては、3つの自治体が資産割を除いた3方式での徴収と聞き及んでいます。さらに、世帯別割を除いた2方式もあるようであります。

ただし、被保険者の自己負担分を除いた経費2分の1が国、県の補助で、残りの

2分の1が保険税となりますので、資産割もしくは世帯別割がない場合は、所得割、平等割の税率が増すことになる仕組みはわかりますが、資産割の不公平と思われる部分を申し上げるので、お聞きいただき、御判断をお聞かせ願いたいと思います。

資産割は、土地、建物の固定資産税に着目し賦課しているが、金融資産等には賦課されない。住んでいる町の固定資産税だけが賦課対象となり、他の自治体に固定資産があっても対象外である。相続登記の名義変更を行っていない固定資産税には賦課されない。住居用資産のように、収益性のない土地、建物の固定資産にも賦課する。したがって、所得のない方にも資産割は課税されるため、低所得者層の負担となっております。

このようなことを総合しますと、御代田町に住所があり、仮に東京にアパートを所有していたり、駐車場を所有し、多くの所得があった場合、当然であります、所得税はかかるにしても、他の自治体に住所があれば、国保の場合は資産割がかかりません。また、同じ住所地で所得を生む固定資産があっても、社会保険ではかからないことからしますと、これは不公平な税であると言わざるを得ません。特に、国保の被保険者は、かつて自営業者や農業者が大半でありましたが、現在ではその割合は低くなり、かわって無職者や低所得者が多く加入しており、固定資産も住居資産が多く含まれていると考えられます。

町長が議員のころ、弱者救済を前面に出し、国保税軽減を主張していたことから、今回の私の提案には御賛同いただけるものと考えます。

このようなことから、国保税の資産割を見直すべきと町長にお聞きするところですが、幾つか不公平と思われることを述べてみましたが、それだけで町長に判断いただけるかとは思いますが、国保税の仕組みは、保健福祉課であり、徴収は税務課となりますので、どちらかの課長より資産割に係る収税は年間どのくらいなのかお知らせいただき、その後、町長よりお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、まず、私のほうから、少し国民健康保険の関係についてお話をさせていただきますが、国民健康保険の賦課方式の見直しに関してであります、当町では、先ほどから議員おっしゃっているように、国民健康保険税については、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式を採用しております。

これは、医療費の需要に対応した一定の税収を確保するために採用しているもので、医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれに充てております。

県内では、先ほどからもお話がございましたが、長野県松本市、長野市、軽井沢町を除いた74市町村で、9割以上でございますが4方式を採用しております。全国的にみても7割近い自治体が4方式を採用している状況でございます。

当町におきましては、資産割による税収でございますが、年間3,400万円ほどとなっております。

仮にこの資産割を廃止いたしますと、減収を補うために所得割及び均等割の税率が引き上げられることが必要となります。それによりまして、税負担がより一層重くなることも懸念されます。また、所得割につきましては、景気の変動に左右されやすいといった面がございます。小さい自治体においては、国民健康保険を安定的に運営し続ける上では慎重な検討が必要ではないかと考えております。

また、議員の質問の中での二重課税ということでございますけれども、こちらにつきましては、一般的に同一の目的で同一の課税客体に税金を賦課することを指します。国民健康保険税の資産割につきましては、国民健康保険に必要な経費に充てる目的で、国民健康保険加入者世帯に賦課しており、一方、固定資産税は、町の行政サービスの費用に充てる目的で、固定資産の所有者に賦課しているもので、目的が異なります。

以上のことから、国民健康保険税の資産割額は二重課税には当たらないというふうに思っております。

平成30年度からやはり国民健康保険改正に伴いまして、現在、県と代表10市町村で構成される国保運営連携会議におきまして、長野県における国保運営方針等の検討が現在進められているような状況でございます。この中では当然国保税の算定方式についても検討されているところでございますので、当課といたしましても、国民健康保険の財政運営の主体が移行後におきましても、賦課方式、保険税率等につきましては、各市町村でそれぞれ決定することとなっておりますので、今後、県の方針も踏まえた上で、当町の国保運営協議会の場で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 茂木町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長(茂木祐司君) お答えさせていただきます。

国保税の課税に対する不公平感という御指摘ですけれども、現在、町が22%の大幅な値上げということをお願いをさせていただいた中で、私どもの計画としましては、市町村の運営から県に移管されるという、そのときまでの国保の安定的な経営ということ視野に入れて、この値上げ幅を決めさせていただいたところであります。

したがいまして、私どもの現在の計画は、県に移管されるまでの間の計画となっております。したがいまして、それは、国保運営委員会でも認められて、そういう計画になっておりますので、いずれにしても、県に移管されるまでの計画は、現状のままの運営となっておりますので、もし見直しが必要であるということになりますと、その計画以降の運営状況というものをどのように考えていくのかという検討課題にはなろうかと思っておりますけれども、現在、その前に見直すという作業はもともとの計画の中にありませんので、今後の課題になるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長(古越 弘君) 小井土哲雄議員。

○7番(小井土哲雄君) 保健福祉課長のほうの答弁でありました行政的な側からするとこれこれこうだということで、二重課税ではないという答弁になるかと思いますが、払う側とするとそうじゃないんです。それは、法で決まっていますから、これは目的税ですから、そこに使うんだから当たり前という、そういうくくりで捉えれば、それはそうなんでしょうけど、固定資産税を払っています、税です、資産税割で保険に充てますと、だから、よろしいんですというのは、それは、お国の勝手な主張かと私は思うんです。インターネット等々で調べても、この資産割については二重課税だという書き込みが相当あります。だから、一般国民、町民はそう捉えているのではないのでしょうか。ただ、職員とすれば、そういうお言葉かもしれません。

そんなところで、町長が、柳澤町長のころも、元町長、私が、22%国保税増税のときも一般質問をさせていただきました。あんまりじゃないかって、今まで町長がやってきた政治的な信念といいたいまいしょうか、物の考え方からすると、あまりにもおかしいじゃないですかというようなことも一般質問でした経緯がございます。そん

なこともあって、さっきの柳澤町長の話、そのときもしたんですけど、当時は1億円程度の基金しかなかったのに、町長、議員のころ一生懸命、国保税1億基金あるんなら下げろと言って、柳澤町長ももう頭に来たのか、もうあんまりうるさいってとったのかわかりませんが、結果的に、国保税わずか下がりました。当時かかっていたんでしょけど、赤旗のかわら版に、共産党議員頑張って国保税下げましたと、大きく書かれていたことを覚えています。それは町長も御存じなことかと思えますし、つくり話でも何でもございませぬ。

そういう町長の姿勢からすると、これそうだよ、これおかしいよねって思ってくれるのかなという期待感がありましたが、今の答弁では、そういう考えがないということでございませぬ。

町長おっしゃった、安定的経営、県に移管されるまでというふうなお話もございませぬ。国保税、国民健康保険運営協議会でもその方向が決まっているような言い方、今なさいましたけど、前回運営協議会にかけたのは22%増税に対する案件が係ったことであって、この資産割についてのことは話されていないはずなんです。その辺、町長間違いじゃございませぬか、お聞かせください。

○議長（古越 弘君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 私どもが計画を立てる段階では、今の課税方式はずっととられていたわけですので、現状の制度の中での計画ということでありませぬので、特に、じゃあ資産割をどうするかとか、どれをどうするかというふうな議論は恐らくしてないかというふうに思えます。

○議長（古越 弘君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） たまたま国保運営協議会でも決まっているというふうな今お話ししたんで、それ違いますかと問いましたら、違うということで、簡単に何か、全部丸ごと一緒に思い込みの答弁は御勘弁願いたいです。トップとして、そういうことを突っ込まなきゃそのまま流れちゃって、またこういう話を聞いた人も、ああそうなんだって納得しちゃう部分ありますから、そういう軽はずみな答弁は御遠慮願いたいと思えます。

いずれにしても、これ一遍町長の今までの政治姿勢、物の考え方からすれば、それは、今のお立場からすると国保税守らなきゃいけない、当時の議員のころとはお考えが違うように受け取ることができるんですけど、資産割見直し、御代田町国民

健康保険運営委員会に協議いただきたいと思いますが、再度、町長いかがでしょう。

○議長（古越 弘君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 県内の状況として、長野市、松本市、軽井沢町が資産割を導入していないということにつきまして、やはり、比較的収入の多い方が加入していることによって、比較的安定的な運営できているところなのかなという印象を持っておりますけども、私どものような小さな自治体としては、なかなか先ほどお話がありましたように、加入している方々が低所得者層、退職した方だとか無職の方だとか、そういう低所得者の方が加入しているという現状にあるわけです。

それで、今いろいろ御指摘いただきましたが、この点につきましては、我々の計画としましては、県の運営に移行するまでは、現在の計画で進めるということの変更はございません。しかし、その後、県に移行されてどうなっていくのかということもまだ不透明な部分もありますので、議員御指摘の課税が極めて不合理であるということであれば、それは検討の課題にはなるだろうというふうに思います。

以上です。

○議長（古越 弘君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 町長に期待している部分あるんですけど、こういうことは一番親身になって受けとめてくれるんじゃないかという期待を持っての質問なんですけど、今の答弁お聞きしますと、こういう小さな自治体ではできません。でも、その小さな自治体で町長は、その昔、1億円基金取り崩して安くしなさいよと、その先のことを考えていたかどうかわかりませんが、そういうことを主張しておられた方なのです。ですから、わかっていただけるんじゃないかということで私は提案しているところがございます。そして、低所得者が加入しているということももちろん御存じで、じゃあ低所得者が固定資産税払って、資産税割も払って、それで果たしてよろしいんでしょうか。この優しい御代田町をつくろうとしている町長のお考えからすれば、もうのってくれるものだとは私は信じていたところがございます。そして、不合理性も述べられましたけど、不合理性があればというような今答弁でございましたけど、町長自身は不合理性をどうお考えになりますか。

○議長（古越 弘君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 国民健康保険そのものが、まず基本的には国民健康保険といいながら、国を責任を負うのではなくて、今地方自治体にその責任を負う状況になって

います。そういうことから考えますと、過去におきましては、国からの手厚い支援の中でこの事業が運営できたわけですが、しかし、残念ながら、国からの支援というものが大きく削られた中で、どこの自治体でも今、この国保の運営は非常に苦労しているというのが、全国多くのところの共通の問題です。

こうしたことを考えますと、私としましては、この国民健康保険というものの存続というのが、今一番重要な課題ではないかと思えます。国民皆保険ということで、この国保の担っている役割は極めて大きい。この国保が破たんしてしまえば、保険制度がまさに崩壊してしまうという状況にあるかと思えます。こうしたことを念頭にやはり考えていかなければいけませんし、国保税に関しましては、低所得者層の方が加入している方が多いということから、それに対する軽減策もって運営させていただいております。

不合理があるかどうかということにつきましては、でも、実際には、もうこの課税方式でずっとやっているわけですし、県内9割以上の自治体がこの課税方式でやっているということになりますと、それも不合理と言っているのかどうかということもなかなか難しい問題かと思えますが、提起された内容についても、まだ私自身が今お話しして、それを検証してあるわけではありませんので、いずれにしても、今の計画、次の計画に進むときに、こうした問題も含めて、必要があれば検討の対象にはなるだろうというふうに思っています。

以上です。

○議長（古越 弘君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 御代田町町長、茂木祐司町長だからできるんじゃないかと期待して御相談したところでございます。しかし、どうも無理そうでございますけど、また、引き続き質問していきたいと思えますけど、今の答弁の中でも、国からの支援が打ち切られるってまた答弁なさってますけど、打ち切られていないですよ、少なくはなっています。そういう危ない発言をちょっと注意しておいたほうがいいのかなと思えます。

今回3件ございまして、この国保税に30分かける予定でございますので、残りの部分ちょっと思いを伝えたいと思えますが、御代田町の現状を見ますと、人口増になっていますが、転入の割合が多いと長期振興計画でも分析しています。転入者が多いということは、町外に固定資産を持っておられる可能性が考えられます。そ



の方々から資産割を徴収しなさいという話ではなく、平等に町内に住んでいる方から資産割を廃止していただきたいと、そんな意味の平等性を訴えたところでございます。

今回の質問は、この放送をお聞きになる、また、議会だより等々でこんな質問があったということで、町民の皆さんに少しでも税の仕組みをわかってもらうことも必要なのかなとそんなことも考えたところでございます。

また、今回の件にかかわらず、多くの案件がある中、職員の皆さんは、町のために一生懸命働いていただいております。その結果は、おのずと町長の成果となります。それは、仕組みとして当たり前なのでしょう。ただ思うに、職員任せであることも捉えることができます。今回の資産割は、もしかしたら、仕組みを改善することからすると、職員の立場では考えられないことかもしれません。

そこで、町長のこれまでの政治信念、信条からすると、よい提案をいただいた、今後、その方向に向かい、国民健康保険運営協議会で協議いただき、よい結果が出るよう、誠心誠意方向性を出せるよう努力すると、こんな答弁が私の中では欲しかったところでございます。

今後も引き続き、住民に、低所得者に優しいまちづくりのためにも、この件については、引き続きチェックしていきたいと思っております。

次の質問に入ります。

件名は、迅速な除雪作業を。要旨としまして、ことしも1月に2度の降雪があり、住民と除雪業者が作業に追われた。迅速な除雪作業に当たり質問します。

先月の2月14日、記録的な大雪から丸3年となりました。その教訓が生かされているかも含めての質問となりますが、ことしも1月に20cmを超える雪が降り、その雪が溶けないうちに、さらに降られ、皆さん大変な思いをしたことと思います。

除雪に関しましては、それぞれの思いがあるかと思いますが、2月15日に行われた町民と議会の語る会では、御代田町の除雪はなかなかよいと思われる方が多くおられ安心した部分もございますが、苦情があることも現実かと思えます。必要な場所だけ降ってもらえたらいいのですが、自然相手ではかなうものではありません。

この質問では、迅速な除雪についてお聞きしますが、まず、除雪業者とシーズン前に除雪会議が行われているはずですが、今シーズンと前シーズン、業者より要望も含め、どのような話し合いが行われたか端的にお知らせください。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

町が管理する道路延長は約 2 2 5 kmあり、そのうちの 6 割に当たる約 1 4 0 kmの道路を指定し除雪作業を行っています。除雪会議は、御代田町に入札参加資格があり、除雪機械を保有する町内の建設業者を中心に構成しています。本年度は、新規参入する会社もありまして、例年よりも早くから会議を設けさせていただきました。1 1 月 2 日と 1 1 月 8 日に行った会議では、各社の除雪作業に使用する除雪機械の機種と、各社に担当してもらう除雪路線、1 次出動路線と 2 次出動路線について協議し、除雪業務に係る契約等について確認いたしました。

会議の中では、除雪作業の実施に伴う道路上の支障物や突起物の対応についても話し合いがありました。また、各家の出入り口に寄せられた雪を道路に出さないように周知するなどの要望をいただいたところでございます。

○議長（古越 弘君） 小井土哲雄議員。

○7 番（小井土哲雄君） そもそも除雪で一番に求められることは、緊急車両が動けるようにすることかと思えます。中には、透析に行かなくてはならないが、自動車が雪で動けない場合などでは、第 2 次路線、それ以外であっても、優先して町から除雪業者に連絡があり除雪しているようであります。緊急車両、命にかかわることが優先されることは当然であり、その確保にはスピード感が求められることから、自動車の乗り捨ては自分勝手な行動となりますので、御注意願いたいものです。

私も何度かペイローダー、車両系建設機械で除雪をしたことがあるので感じますが、除雪会議に出たかどうか分からないんですが、下水マンホールが多いかと思いますが、舗装面よりわずかでしょうが突起した部分に除雪中ぶつかり、排土板がめくり上がることもあると聞いております。おのずと舗装面より出ている構造物にも衝撃がかかり、破損することも考えられます。業者の皆さんも舗装面を出そうとすれば、排土板を舗装に当てて除雪しますので、突起物があれば、当然当たり前に衝撃がかかります。これは一般的には事故となります。その事故による運転者のけがは自分持ち、さらに、マンホール、止水弁、あるいは消火栓等々に対する補償もしなさいでは、路面に排土板を浮かせた状況での除雪となってしまいます。そして、機械による除雪後、塩カルをまきますが、雪の上に塩カルをまくのか、舗装面を出し

てまくのかでは、塩カルの効き方も大きく差が出るものと感じます。速度を出すことによる衝撃を回避するために、ゆっくりとした除雪が望まれるのか、怖がることなくスムーズな除雪を行い、2次路線に早く作業にいけるのか、おのずと答えははっきりしていますし、スムーズな除雪に対する改善が求められていると思います。

除雪会議では、舗装面より突起している止水弁、消火栓、マンホール等の危険箇所が報告されていると思いますが、改善状況は、あわせて除雪会議で突起物に対し改善が求められ、また改善されていないことによる事故で、作業員のけがの補償、突起した構造物破損等による補償はどのようになるのかお知らせください。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） 議員御指摘ありがとうございます。まさしく除雪作業に対しましてはそういったことが課題になってございます。

まず、要望があったかどうか、要望もございます。要望に対する改善状況でございますが、除雪作業の支障となる道路占用物の突起物につきましては、平成26年度から各社に調査をお願いし、事前に報告いただいた支障物件が76カ所ありました。支障物件の内訳は、下水道マンホールが67カ所、水道施設が3カ所、雨水排水マンホールが2カ所、道路側溝等が4カ所でございます。それらの支障物の補修は、占用者である施設管理者に改善の依頼をし、補修工事を実施していただいております。平成26年度から平成28年度の3カ年で補修工事を実施しました。実施年度と箇所数につきましては、26年度に25カ所、27年度に31カ所、28年度に3カ所の補修工事を依頼してございます。残りの8カ所については、児玉荒町線などの現在道路改築工事を予定している場所でございます。

それと、けがの補償や突起物破損等の対応でございますが、通常、各除雪業者には委託要請が決まった後、道路の現状について、ウイークポイントも含めて事前に把握していただいておりますが、除雪作業中、大雪等によってマンホール等の道路占用物や縁石の位置確認が不可能なために道路施設の破損があった場合は、町で復旧工事を行っています。ちなみに、今シーズン、下水道マンホール蓋の破損が1カ所ございまして、不可抗力として町で復旧したことがございます。また、突起物による作業員のけがについては、各社で加入している自動車保険で対応していただいているのが現状でございます。通行の安全を確保するだけでなく、オペレーターの安全確保も重要なことでございます。今後もスムーズな除雪ができますよう作業に支

障となる箇所の聞き取り調査を行って、早期改善に努めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（古越 弘君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 今お聞きしたら、平成26年度で76カ所、徐々に改善されているようでございますけども、改善しても、本当にし切れているのか、突起したところにすりつけといいまじょうか、しても、それが、一般車が通ることによって、また下がって、結局突起しているという部分も数多く見られるんじゃないかと、そういうことも考えられるかと思えます。毎年シーズン前には除雪会議が行われ、今言ったような危険箇所というか、修繕をしていただきたいような箇所の話も出るかと思えます。その都度、しっかり耳を貸していただいて、修繕を早めにしていただいて、何しろ早い除雪作業、それにはスピード感、スピード感には支障物がない、そういうことになりますんで、繰り返しになりますけど、1次路線が終われば、2次路線に早くいける、町民の皆さんも助かるというローテーションになるかと思えますので、しっかりとした対応、また、会議をお願いしたいとも思えます。

お聞きしたところによりますと、時間との勝負なんで、早めに除雪が望まれるが、突起物に激突し、これまでに業者で何人もの作業員が肋骨にひびが入る、あるいはむち打ちにある、こんなことを私は伺っております。やっぱりそういうことがあると、怖くてスピード、除雪ですから、そんなに馬鹿げたスピードは出すもんじゃもちろんございませんけど、除雪に必要なスピードありますんで、その辺十分理解していただいて、今後も起こり得る、また、入学式のころ、昔だとどか雪って大きな雪が降ったことも過去何回もございますので、対応をお願いしたいと思えます。

そして、今、現状、町でお借りしている除雪機械がございまして。これは、何か月借りて、そのリース料はお幾らなものなのかお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

除雪の機械は、平成26年度から毎年リースしてございます。今年度のリース契約期間は12月15日から3月14日までの3カ月で、リース料金は105万2,000円でございます。

○議長（古越 弘君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 必要なリース機械であるとは思いますが、そこで思うのは、

105万っていいますと、10年で1,000万超えちゃいます。26年、27、28、29、もう4年間、400万円を超えるリース料になっているわけですが、それ考えますと、使う期間が限られて無駄という考え方の方もいらっしゃるかもしれませんが、100万を超える金額の3カ月のリース料であれば、中古なら何年か先を見れば買えるんじゃないかと思いますが、そのほうが町にとっても支出が少なく、除雪に限らず、土砂災害にももちろん、台風とかあったときの土砂災害にももちろん緊急的に機械を使うことができますので、将来的にリースではなく中古機械を買うような考えはございますでしょうか。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

小井土議員がおっしゃるとおり、長い目で見れば、購入を考えたほうが安価であり、町の財産にもなるので、購入したほうがいいという考え方もございます。我々も検討はしてきております。御存じのとおり、除雪機械はとても高額で、本来でしたら、年間通して使用できる汎用性のある機械を保有することが望まれます。現在借りている機械は除雪専用機でございますが、1年を通じて保持するとなると、2年に1回の車検、こちら12万円が必要になります。それと、自賠責保険も2年に1回4万6,000円の支払いが生じます。そのほか、年次点検1万4,000円と任意保険6万円も毎年かかってきます。これらの維持費だけでも、毎年約16万円かかることとなります。

3年前の大雪による豪雪災害の教訓から、シーズン中の緊急時の作業や、もしも除雪業者の機械が破損したりした場合にも備え、当面の間、機械の確保はやむを得ないものというふうに考えてございます。

また、公道に限らず町が管理する施設の駐車場も、役場やエコールみよた、公園などに多数ございますが、各公園駐車場やB&G駐車場などは、前面道路を担当する業者に除雪をお願いしてございます。駐車場も広く、除雪作業に要する時間もかかるため、道路優先ではありますが、場合によっては、道路の除雪作業のおくれの原因にもなる可能性もございます。

各施設の駐車場の除雪作業については、職員が直営で作業すれば早期に道路交通の確保にもつながりますし、緊急時の対応なども考えますと、人員体制づくりや除雪機械の購入については、全体的に考えていく必要があるというふうに思われます。

今後も状況を見ながら、需要バランスも考えて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（古越 弘君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 3カ月で105万、維持費が毎年16万とか、そのぐらいだったら、緊急防災的な考え方からも考えていただく必要があると思っております。

一言だけ言ってこの質問を終わりますけど、八千穂では、除雪時、防災無線かと思いますが、放送で除雪に伴う道路脇に盛り上がる雪に関しては、各自で協力をお願いしたいというような放送もしているようですけど、今後、御代田町でも、町報やまゆりだけの紹介ではなく、そのようなこともやっていただきたいと思います。

3点目入ります。

新生活改善の普及を。生活改善普及活動が始まり相当の年数がたちますが、当町を含む広域では歴史的には浅いと感じます。そのような中、新生活改善運動が一部始まり、その必要性が求められていると思われまます。広域的に普及を、当町がリーダーシップをとり進めることを念頭に質問いたします。

この質問は、前回12月定例会一般質問におきまして、冒頭挨拶の中で申しあげましたことですが、新生活改善運動の普及に役立つことからしますと、正式に一般質問としてお聞きし、議会だよりも掲載し、多くの方に御理解をいただきたい、普及の一助となればとの思いからでございます。

近年、生活改善による葬儀が主流となっておりますが、その形式は、喪主側にかかる負担軽減となりよいことと考えます。生活改善運動が定着している昨今ですが、新生活改善運動の趣旨から、返礼品を辞退しますと、香典袋の左隅に書かれた香典袋を目にする機会があります。こちらです。裏もあります。察するに、会葬お礼のはがきだけお持ち帰りいただき、お茶であるとか、コーヒーあるいは不祝儀袋のセットですとか、それぞれのお返しの品がありますが、それを受け取らずに帰られているかと思えます。そういう意味におきましては、香典袋に、返礼品辞退と書かれていなくても、返礼品も受け取られない方もいるかと思えます。葬儀とは金銭的負担が大きいものであり、新生活改善方式の意味と意義が葬儀を執り行った方にはその思いがよくわかるのではないのでしょうか。それぞれの皆さんがそれぞれの思いでのおわかれの場で1,000円の香典が、いわゆる半返しの500円のお返しを果たして望んでいるかと考えますと、そうではないと感じました。

私は、昨年9月、父の葬儀後、十数件ありました葬儀では、生活改善で参列させていただいた場合、会葬お礼のはがきだけ頂き、返礼品は受け取らないように心掛けています。御霊前として1,000円がそのまま遺族にお渡しできるのか、返礼品500円を引かれた残りの500円が遺族に渡るのでは、その人数にも違いありますが、少しでもお役に立ちたいとの思いも、新生活改善の考えにはあると思います。

そこで、新生活改善運動をより一層普及するには、所管である教育委員会の中の中央公民館が音頭を取り、広域での普及に御尽力をいただきたいと思いますが、教育委員会のお考えをお聞かせください。

○議長（古越 弘君） 内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） お答えいたします。

まず、最初に、新生活改善運動の中身について申し上げたいと思います。

佐久地区では、昭和46年ごろから、各自治体の公民館が運営する市町村生活改善委員会により申し合わせ事項の確認と実行可能な内容の情報交換を行ってきました。申し合わせ事項のうち、現在でも取り組みが定着しているものとしては、葬儀においては、香典は1,000円以内とすること、それから、灰寄は近親者を中心にして、簡素に行うことなどがございます。

このほかに、新盆見舞いの申し合わせ事項であります、祭壇は、家に上がらなくてもよい場所に設置する、それから、御香料は頂かない、お返しはしないなどにつきましては、現在も毎年広報やまゆり、それからホームページを通じて啓発を行っております。それから、公民館のほうでは、新盆見舞いについては、張り紙を配布して普及に努めているところです。

進めていく考えがあるかということですが、現在でも、佐久地区の公民館の会議というものがございます。この中で、やはり、新生活改善運動について、最近話題に上がってませんが、またそれも話題に上げて、改めて普及推進が努められるように考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（古越 弘君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） ぜひ普及に御尽力の音頭を取っていただきたいと思っております。

今答弁がございました、新盆見舞いは相当根づいていて、皆さん手ぶらという言い方がいいのか何も持たないで行って、御焼香だけというようなことが根づいているかと思えます。それもすばらしいことかと思えます。

ただ、普及に当たっては、このようなものなのですが、新生活改善運動の趣旨を香典袋に印刷されたものが必要だと考えます。これ群馬県なんです。群馬県では、中央公民館、コンビニで印刷された香典袋が手に入るようになっておりますが、何かお考えがございましたらお願いします。

○議長（古越 弘君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） お答えいたします。

今、群馬県高崎市のやつを見せていただきました。それで、県内の状況をちょっと調べたところ、近くでは、須坂市がやはり新生活運動を推進するというこの中で、そういった袋を用意して、印刷を行いまして、市役所の窓口で販売しているということでございます。1袋10円で、年間約5,500枚ほど販売実績があるといった状況でした。

御代田町のほうでは、須坂市や高崎市のように、そういった袋を今印刷して用意して対応するということは、ちょっと現段階では考えておりませんが、議員と同じように、そういった考えを町民の皆さんが希望しているのであれば、香典袋の表面にあるように、新生活改善運動の趣旨に賛同し、お返しを辞退しますといったようなスタンプの形で押せるようにすれば、そういったものの趣旨と同じになりますので、そういったものを公民館に用意すれば、そういった対応可能になるのかなと思えますので、そういったことをちょっと考えてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（古越 弘君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） とってもいい提案で、なかなか私もこれ、パソコンあんまり得意なほうじゃないんですけど、得意な人に聞いたら、これをパソコンで印刷するって大変だよというようなお話でした。

高崎市、私がお世話になっている太鼓の先生に送ってもらったんですが、もう1,000円って打ってあるんです。新生活運動に御協力を。新生活運動は、住みよいまちづくりのため、身近な生活課題に取り組む市民の皆さんの手によって推進していく住民運動です。高崎市新生活運動協議会って入ってまして、裏に書いてない、こういう



ものもあるんです。これも印刷されたものなんですけど、これどうやって、私、手に入れたかちょっと忘れちゃったんですが、一般的に私みたいなこういうものでございました。それが刷るのが大変なものですから、今、教育次長おっしゃったように、判子で中央公民館あるいは各分館、公民館にもしそろえていただけることができれば、町民の皆さん、多くの方が利用するんじゃないかと私は思っております。

また、この運動の内容を私の友人にお話ししました。私は返礼品をもう受け取っていないと、そしたら、それはいいことだなと同調する方が多くなってきております。中には、5,000円あるいは1万円の香典であっても、返礼品を辞退している方も私の友人でいるんですが、そこまで私も求めてはおりませんが、それぞれの考えがあると思いますので、個人個人にお任せでよいかと思っております。

この新生活改善はぜひ多くの皆さんに普及すべきと思ひ、また、広報活動の一助となればとの考えもあり、今回の質問となりました。今後、御代田町公民館の主導のもと広域で普及になることを望み、終わります。

○議長（古越 弘君） 以上で、通告6番、小井土哲雄議員の通告の全てを終了しました。

この際、暫時休憩します。

（午前10時58分）

（休 憩）

（午前11時10分）

○議長（古越 弘君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告7番、池田健一郎議員の質問を許可します。

池田健一郎議員。

（13番 池田健一郎君 登壇）

○13番（池田健一郎君） 通告7番、議席番号13番、池田健一郎です。久々の質問で少し上がっております。よろしくお付き合いのほどお願いします。

さて、先ほども小井土議員からのほうの挨拶の冒頭にもありましたけれども、県の防災ヘリが訓練中に国内最悪の事故を起こしてしまい、9名の尊い犠牲者が出たことについて、心から哀悼の意を表します。また、残された御遺族の皆様方に心からお悔やみを申し上げます。

本題に入りますが、最近、日本中の市町村が人口減少に悩み、国を挙げて人口対策あるいは地方創生を旗印にさまざまな事業を打ち出しております。当町において

も、2万人都市構想のダイジェスト版で人口ビジョン総合戦略4基本を目標とした企業誘致や町の中心部の住宅開発等、積極的に事業を進めてきております。しかし、他町村に比べると、こういった事業も若干打つ手がおくれているのではないかと考えられますけれども、それでも、動き出したことは喜ばしいことでもあります。きょうは、その中でも空き家対策でどのように人口増加につなげる取り組みができるか、こういった点について質問をしてみたいと思います。

空き家の対策というのは非常に難しい問題だと思いますけれども、よろしくみんなで知恵を絞って対応していければと、こんなふうにも考えております。

昨今、町でも、空き家対策について、県の補助を受けて約560万ほどでしょうか、これで空き家の実態調査が実施され、発表されております。本来でしたら、建設水道課のほうから細かい数字を報告いただければよろしいんですけども、時間の都合もありますので、割愛させていただいて、私のほうから主だった数字だけをかいつまんで拾い出してその質問の中に入れていきたいと、こんなふうに思っております。

空き家対策の対象は、無住人化になり、長期間放置されて倒壊のおそれがある危険な状態になる建物、また、無人化が長期化にわたるために、野生動物のすみかになったり、衛生面で問題があり、解体除去が必要な建物と、少し手を加えるだけで十分に利用していけるものと、この2種類に分けることができるものと思います。

家屋は所有者にとって長い生活の拠点であり、生活の記録である尊い資産でもあって、他人が勝手にやゆするものではありません。したがって、気をつけて、こういった発言をしていきたいと思っております。

昨年、建設水道課でまとめてくれました主なる数字を申し上げますと、空き家と判定できる建物で、町で固定資産登録の中の1万2,097棟のうち398棟、率でいうと3.3%が空き家としてカウントされております。全国の状況を見ると、つい最近発表された空き家の数は82万戸、13.5%のようです。ちなみに、長野県の場合は、山梨県に次いで19.8%と全国で2番目に多い県のようです。それに比べますと、当町は3.3%、町村の土台が必要でないんで、必ずしも一致するわけではないんですけども、そうはいつでも、比較的まだ空き家の進行と申しますか、進みぐあいが少ない町だというふうに思ってもいいかと思えます。

この間の調査の中で、Aランク、いわゆる小規模改装で再利用できる可能性のあ

るお宅が319戸で80.2%を占めておると。それから、ちょっと危ないよと、Cランクには、直ちに倒壊はしないが損傷が激しいと、こんなふうにはランクされた建物が16戸、4%となっております。

このように、空き家の状態がわかってまいりましたが、その後、空き家バンクというものを町のほうでも進めておるようですが、この空き家バンクの事業の進行状況についてお聞かせください。

○議長（古越 弘君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 空き家バンクの状況について御説明をさせていただきます。

空き家バンクにつきましては、昨年の3月に専用のホームページを新たに開設をしまして、運用を開始したところでございます。現在の状況ですが、空き家バンクへ登録となった物件は全体で11件ございまして、そのうち、成約した件数は4件となっております。4件の内容につきましては、町内アパートから転居をされた方が1件、3名の方、御家族で転居をされております。また、佐久市からの転入ということで1件ございまして、こちら1名の方であります。静岡県からの転入も1件ございまして、こちら1名の方、転入をいただいたといった状況です。そのほかの1件でございますが、こちら町外の不動産業者のほうで購入をされたと、以上の4件の成立がございました。

また、空き家バンクに登録された物件を利用したいという申請者が9名いらっしゃいまして、先ほど申し上げました4件のうちの1件でございますが、成約になったということでございます。まだまだ件数的には少ないものでございますが、移住・定住に直接つながる施策であると考えているところであります。

なお、広報紙への掲載、固定資産税の納税通知書への依頼文書の同封ですとか、昨年度末に建設水道課の都市計画係が行った空き家実態調査のアンケートの中から、空き家バンクに興味があると回答した方へ依頼文を送付させていただいております。

空き家はあるのに登録件数がなかなかふえないということにつきましては、資産として持っていたい、あるいは建物の修繕費用のめどが立てば利活用したいという理由で、そのままになっている空き家もあるような状況であります。引き続き、広報紙への掲載や固定資産税の納税通知書への依頼を同封するなど、登録を促進して

いきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（古越 弘君） 池田健一郎議員。

○13番（池田健一郎君） 登録がまず余り進まないということと、それに対する利用者が思うように伸びてこないというふうな状況の報告がありました。

先ほどの課長のほうからの説明でも、広報についての問題は、きのうも同僚議員の質問の中でも広報での対応を検討していくというふうなお話がありました。これからダブるところがいろいろあるかと思いますので、そういうところは割愛していただいて結構ですので、よろしくお願いします。

佐久市の場合は、これ平成20年ごろよりこの空き家の対策事業を起こして、かなりの成果を上げているというふうに報道されていますので、御代田町においても、この空き家対策というものをしっかりやっていっていただきたいんだと、こんなふうに思います。

また、町の調査の結果、空き家の使用状況を尋ねると、使っていないという答えが46%もあって、非常にもったいない話だと思います。また、利活用の意向を聞くと、利活用していきたい、あるいは条件次第では活用していきたいと、合わせると62%の方々が答えていらっしゃいます。

そんな中で、きのうもちょっとリフォームについての話題がありましたけれども、町では、今議会に、リフォーム補助あるいは支援として100万の予算づけがされました。また、国でもこういった空き家対策特例措置法だとか出して、いろいろとリフォーム、あるいは空き家を活用していくという方法の策が出されております。こんな点で、御代田町は、こういった国あるいは県の策を抱き合わせて、今の町単独で出した100万のリフォームというだけじゃなくて、もう少し使い勝手のいい、リフォームするについて、みんなが、ああそれならやろうというふうな策を講じていく必要があらうかと思いますが、その辺どんなふうに考えられますか。

○議長（古越 弘君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

空き家対策につきましては、平成27年度中に、空き家実態調査の実施のほか、庁舎内において空き家等対策推進委員会を立ち上げました。空き家等のもたらず間

題の解消、また、有効な対策の立案等を目指して設けたもので、企画財政課を初め、総務課、産業経済課、町民課、税務課、保健福祉課及び建設水道課の関係部局の各係長で組織しております。これは、空き家対策という課題が非常に多岐にわたるものであり、移住・定住や防災、住宅環境のほか、所有者情報の管理、法律的な扱いなど、関連のある部局により構成しております。

平成28年度中、この空き家等対策推進委員会において、さきの空き家実態調査の結果を踏まえ複数回の検討を重ねてきました。実態調査を通じて、空き家の所有者は、アンケート回答者の6割以上の方が、先ほどおっしゃられたとおり、利活用の意向をお持ちであるということ、一方で、空き家の半数以上が何らかの修繕、改修等が必要な状態であるということが把握できたことから、改修等についての支援策の必要性があるというふうに判断しまして、主に改修等への補助、制度について検討をしまいったところでございます。

委員会における検討の成果として、空家改修等補助金交付要綱を作成し、現在、平成29年度から制度開始に向けて準備を進めているところでございます。制度概要といたしましては、おおむね1年以上利用されていない空き家に定住をしようとする場合、そのための改修や家財等の整理に要する費用について、一定割合の補助を行うものでございます。

抱き合せというお言葉もございましたが、耐震補強工事等も含めまして、県のほうでもやっていますが、そういったところも抱き合わせても可能というふうにしてございます。申請できる方につきましては、そういったところも加味しながら活用していただければというふうに考えてございます。

○議長（古越 弘君） 池田健一郎議員。

○13番（池田健一郎君） 今課長の説明いただいたように、町の単独の事業だけだとなかなか金額的にも無理があるんで、そういった県、国、こういったところとの抱き合せの使いやすい制度といいますか、こういったものを構築していただきたいと思います。こんなふうに思います。

最近、南相木村では、古民家を改造して、移住体験、これをしてもらう取り組みを行っておる、こんなようなことが最近新聞で紹介されました。これは、古民家を町が購入して、移住・定住体験施設として短期間利用してもらって、移住や定住につなげる事業のようです。これは、浴場の修理や暖房の施設、こういったものを改

造して約520万を使い、そのうち国の助成を230万ほど――失礼しました。5,200万ほどかけ修理をやって、2,300万ほどをこの補助で賄っていくといふふうな話でしたけれども、当町においても、こうした取り組みは考えられないのか、今、クライנגルテン事業がちょっと難航してますけれども、移住・定住体験を提供する施設として、空き家をこのような考えで移住・定住対策の施設として改造、提供する考えはないかお聞きしたいと思います。

○議長（古越 弘君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、私のほうから回答をさせていただきます。

移住体験施設の整備としまして、地方創生の拠点整備交付金によりまして、町の教員住宅を改修し、施設整備をとの考えから、整備費を見積もりを行いまして検討した経過もございます。しかし、この検討をさせていただきましたけれども、御代田消防署の近くにございますクラスベッソという施設があることを知りまして、この施設につきましては、雄大な浅間山を仰ぐ大自然に囲まれた当町の魅力を実際に見て、泊まって、体験できる施設となっております、このような民間の力によって移住に結びつけることも十分可能なのかなということで、一旦この拠点整備交付金の申請を見送った経過等がございます。

議員の御提案いただきました南相木村の古民家を改修した移住体験施設につきましては、村役場近くにある築150年以上の古民家であった空き家を購入し、先ほど金額ございましたが、5,200万円の改修事業により事業実施しているということでございます。最長で1週間程度の滞在を想定し、希望者に無料で使っていただき、移住につなげていくものと聞いております。

改修費のうち約2,300万円は、国土交通省の空き家総合対策支援事業交付金を活用したとのことでございます。このように、国からの交付金があるとはいえ、非常に多額な取得費や改修費をかけ整備をする事業となります。当町といたしましては、まず当初予算に計上しました空家改修補助金の実施や28年度事業実施をしております宅地の確保事業を優先して取り組んでいきたいというふうに考えております。

なお、南相木村におけるこの事業につきましても、視察等をして研究をしていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（古越 弘君） 池田健一郎議員。

○13番（池田健一郎君）　こういった事業で民業を圧迫するという事は、これちょっと考えなきゃいけないことですが、まだまだ、例えば、農村地帯には、もっと都会の人たちに体験していただきたい施設というものはたくさんあるんじゃないかと思うんです。こういったものの掘り起こしを、たとえ1棟でも2棟でもつくることによって、そこから御代田町のよさを体験していただける方々が出てくれば、これは、町の人口増対策として十分寄与できるものじゃないかと思いますので、これからも、これでおしまいではなく、どんどん進めていていただきたいと、こんなふうに思います。

次に、解体しなければならぬ建物や解体を希望するがなかなか着手できないという理由の一つに解体費が自己負担できない、負担が重過ぎるというふうなことや、もう一つ、解体して更地にするによって、国の税率、固定資産税が変わるといふふうなこの2つの足かせがあるかと思います。解体の費用の問題については、先ほど来いろいろお話ししてまいりましたけれども、固定資産税の税率が変わっていく、変わらざるを得ないというふうなことについて、町では何かの方法で対応できないものかどうか、その辺のところについてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（古越 弘君）　大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君）　お答えいたします。

解体に必要な物件に対してよい手だてということでございますが、一口に空き家と申しましても、その状態は実にさまざまでございます。建築経過年数、管理状況、所有者や相続人の御事情等さまざまな要素により現在に至っているものと思われまします。その中でも、特に老朽化が進みかつ適正に管理されていない空き家につきましては、場合によっては、周囲に影響を及ぼす危険な状態になり得るというふうに思われます。

危険な状態の空き家等につきましては、対処をするために、そういった法律が2つほどございます。

一つは、平成27年5月に施行された空家等対策特別措置法では、そのまま放置すれば倒壊等、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、その他、周辺的生活環境の保全を図るために、放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等を特定空き家として認定するということができるとされてございます。特定空き家等に認定しますと、周辺的生活環境の保全を図るために必要な行政指導等を行

うこととなります。

もう一つといたしましては、建築基準法で保安上危険な建築物等に対する措置について規定がございまして、損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、または著しく衛生上有害となるおそれがあるというふうに認める場合について、保安上または衛生上必要な措置をとるよう行政指導等を行うことができるという規定がございまして。

法律上、危険な空き家等については、一定の措置が認められているところではございますが、実際の運用としましては、どんな状態であれ、先ほども議員冒頭にもおっしゃられましたが、それは、やはり個人の財産でもあり、非常に慎重な対応が必要となります。

建築物等の不動産は所有者の財産であり、その管理は所有者が行うことが原則でございます。そのことは、空き家等対策特別措置法にも、所有者の責務として、所有者または管理者は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるものとするというふうに規定されております。そうした原則がある中で、通常空き家を含めた建築物や空き家等の管理等につきましては、実態として、不動産業がございまして。空き家があり、その敷地も含め使用されていない場合でも、その場所に価値があると判断する方がいれば、その取り壊しから、跡地の売却もしくは利用については、民間の経済活動として行われることが一般的というふうに思われます。

ただし、全ての所有者にはそれぞれの事情があり、全ての空き家が適切に管理されるとは限りません。また、全ての空き家が価値があると判断され、スムーズに処分等が進むとも限りません。さまざまな理由等により、管理もしくは処分等が困難な空き家も少なくないというふうに思われます。空き家がクローズアップされる中でも、自治体が空き家解体へ補助等を行うということは議論があるところでございます。

近隣の事例についても、調査した限りでは、ほとんどないという状況でございました。その理由といたしましては、先ほどの所有者等が管理するという原則によるべきという点、個人の財産の管理または処分の財源に税金を用いるということがいかなものかという点、それを認めた場合、モラルハザード、いわゆる道徳的危険、倫理崩壊が生じるがおそれもあるという点、そうした点において、多くの自治体に



においては非常に慎重な姿勢でございます。

当町におきましても、空き家は所有者等が管理するということが第一義だというふうに考えてございます。

先ほどの空き家改修等補助金制度につきましては、そういった中でも、対象となる事業の中に空き家を居住の用に供するための改修等の工事のほかに、家財道具等の処分移転、改修等の工事に伴うものに限るものでございますが、そういった部分も補助の対象とはしてございます。

建築の担当課といたしましては、建築物という視点から空き家の改修等という施策を提案したところございますが、空き家等の課題は非常に多岐にわたり、御高齢等の理由で空き家の管理が困難であるという場合には、福祉部門、また近隣の生活環境への影響に関するということであれば、環境衛生部門、空き店舗や空き事務所の活用等であれば、産業部門、利活用したいという希望のほか、空き家を人口増や地域の活性化施策に利活用するなどということであれば、企画部門というように、庁舎内において横断的に連携し、あわせて国や県の動向を注視する中で、全庁的に総合的に判断して、必要とあれば、検討に参画、当課としてはまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（古越 弘君） 相澤税務課長。

（税務課長 相澤 昇君 登壇）

○税務課長（相澤 昇君） 税の観点から発言させていただきますが、本来、固定資産税で、住宅用地というのは大規模住宅用地と一般住宅用地で、通常宅地の評価額を小規模住宅用地に関しましては200m<sup>2</sup>まで6分の1で、評価額を6分の1で見て税金を課税する、つまり、更地の宅地と比べますと6分の1の税金を払っているということになると思います。

ただ、本来、固定資産税の税法どおりにやりますと、住民登録されていない家に関しまして、その土地につきましては、宅地、その6分の1の軽減を受けられないものであるんですけども、そこをなかなか判断が難しいというところできない状況にあります。隣の軽井沢町に聞きますと、住民登録していないものについては、即6分の1の軽減はなくして宅地にすると、税金は上がるということになります。都会で言われている家を取り壊すと税金が高くなるから空き家で残しておくんだというのは、そういった部分で、行政側がなかなかその6分の1の軽減を外せないとい

いう状況に起因するものだと思います。

今、ちょっと企画財政課長とも話をしたんですけれども、その部分の税の課税を、空き家についてというか、住民登録されていない、専用住宅でない宅地に関しての軽減を税法どおりに外していく方法をとりますと、空き家の放置というのはなくなってくるのか、あるいは一つの施策として、その軽減はなくなるんですけれども、空き家バンクに登録していただいた宅地については、軽減措置をかけるというような町の施策を講じていけば、空き家バンクの部分になるんだと思います。

ただ、なかなか専用住宅でなくなったかどうかという判断が難しいところでありまして、今、セカンドハウスというところで、今までは、別荘として一般宅地として課税していたものも、セカンドハウスということで、週に1回、月に1回と来るような家屋についても、セカンドハウスとして住宅用地の軽減をかけるようになっておりますので、そういった部分と総合的に考えていくのが必要であろうかと考えております。

○議長（古越 弘君） 池田健一郎議員。

○13番（池田健一郎君） 大変税法上でも難しい仕事だと思うんですけれども、これは、あくまでも空き家というものをなくして、更地、あるいは新しくそれが利活用できるように、建物もそうですけども、土地もそうすることによって、新たな住宅地を開発するとか、そういったような作業もなくなってくるんじゃないかなと、こんなふうにも感じます。

それから、先ほど建設水道課長のほうから説明がありましたけれども、空き家特措法で、2015年に施行されてから、長野県ではこの行政執行が行われたのは高森町で1件あるのみだそうです。したがって、まだそういった事業が法制化されても、事業が進んでいないというふうなのが実情ではないかと思えます。

それから、次に、町では平和台の県住の未整備地の住宅地や町営住宅の跡地を住宅分譲する政策を発表されています。これに、空き地、更地を分譲して売り出す、そうすることによって、移住希望者が町に行く土地の整備で非常に安易に土地を購入することができる。こんなふうなことができるので、これは住宅の建てやすい条件をつくっていくことだとは思えます。

しかし、これによって、今まで頑張ってきた宅建業者の皆さんの活躍の場も考えなければいけないことだとも思えます。このような事業は、町が分譲いろいろとい

うような作業をすることによって、民業が圧迫されていくのではないかと、こんな点について、町はどんなふうに考えるか、一つ町長にこの辺をお聞きしたいと思います。

○議長（古越 弘君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。

いずれにしても、町の行う事業というのは、町民に対しても何らかの利益、産業化とか、地元業者の皆さんの育成につながるという方向性は非常に重要だというふうに思っています。ちょっとやり方についてはどうするかはまだ決めてはないわけですが、いずれにしても、町の不動産業者ですとか、家を建てるということになれば、町の建築屋、水道とかいろいろな業者さんおいでになりますので、そうした町の業者が潤うような方向性というものを探求してみる必要はあるかなと思っております。

以上です。

○議長（古越 弘君） 池田健一郎議員。

○13番（池田健一郎君） わかりました。いずれも、町の主導でそういった宅地分譲をするなどというような話は、先ほども申しあげましたように、宅建業者の皆さんにしてみれば、今までのあれとは、我々がやってきたあれとはどうつなげて考えるんだいというふうな質問も受けております。その辺、気を使った行政をしていただきたいと思えます。

次に、空き家の所有者が今回の調査で65歳以上が85%を占めているのが現実です。今後、所有者の年齢がどんどん高くなって行って、その人数も間違いなく増加していくということが予想されるわけです。これは、所有者の所在地の確認が非常に困難を極めてくる、こういった事態が発生してくるのではなかろうかというふうに予想されます。相続されていないまま資産が残されていると、場合によっては、親子関係だけではなくて、おじさん、おばさん、あるいはその先まで所有者を割り出していかなくてはならない、こんなようなことが発生するため、調査に非常に手間がかかり、また、謄本をとるというような作業も、これは民間でやるにも大変なことです。したがって、この追跡調査等をするには大変なことがかかるため、民業でこういった解体とか、所有者不在となった土地のいろいろを動かすことは難しい

ので、そこで、今回、町では空き家バンクの事業を立ち上げておりますけれども、このバンクも空き家に対して非常に細かい調査をして、今言った不動産所有者が不在になってから対応するというふうなことではもう大変なことになるので、もう事前にそういったものを調査して、あるいはデータ化しておく必要があるかなと、こんなふうなことを感じます。

そこで、こういった事業をできる部署、こんなものを新設を提案するわけです。これは、現業業務の中に組み込んでやるというふうになると、今、非常に皆人手が足りんというふうなことでありますので、最近、流行りと言ったら怒られちゃうけれども、地域おこし協力隊というような制度ができてきております。こういった方を1名を中心に、例えば、不動産に精通した人、あるいは地区の区長経験者、あるいは司法書士、そのほか学識経験者などの年配者、こういった方々を臨時で勤めてもらう組織づくりをして、こういったデータをまとめて、町のこれからの動きに資するような活動を、事業を起こしていただきたいと、こんなふうに考えるわけですが、この辺について、関係するところでお答えをいただきたいと思います。

○議長（古越 弘君） 萩原企画財政課長。

○企画財政課長（萩原春樹君） 新しい部署等のということでございますが、空き家バンクの登録者についてデータ化して、そういったそのデータを相続等があってもできるようなというふうな内容なのかなというふうに思いますけれども、町のほうでは、当然そういったところの情報は税務課のほうでもつかんでいたりするところもありますので、そういった新しい部署というんですか、人材を確保してやることまでは必要ないのかなというふうなことも感じられます。うまく言えないですけれども、そういった庁内の情報等をよく整理をした上で、そういったものが必要なかどうかということ、また総務課のほうとも検討しながら結論を出していければいいかなと思います。よろしくお願いします。

○議長（古越 弘君） 池田健一郎議員。

○13番（池田健一郎君） 今、こういった提案したのは、現実に役場の職員の中でこういった資産をお持ちの方、遠方にいらっしゃる方を探しながら行動しているということは事実なんです。これは、非常に手間もかかり大変ことなので、もっと事前にまとめて、例えば、今のあれですか、電話でも簡単に済む程度の資料をつくってやっていけばというふうな提案をしたわけです。これから、皆さんがやっていく仕事

の中で、こういったことは大した負担にならないよと。全然もう問題にならないよということであれば、こんなことをする必要はありませんけれども、きっとこれからふえてくる、そういった状態で何らかの手を打っていかなければならないような事態になってくるのではないかと、こんなふうなことを心配して提案しました。

それから、余り時間がもうなくなっちゃってますんで飛ばします。現在、町にある古民家、いわゆる中山道やら北国街道沿いに建ち並ぶ歴史ある古い民家が、これは町の観光資源の一つともなっており貴重な財産でもあります。これらの建物について、今現在どのような管理をしているのか。また、古民家の所有者が、今、住居として使われていないというようなケースもあるやに聞いております。ということは何年かすると、これも朽ち果てていくというふうなことが心配されるわけです。こういった町の財産をこれからどのような形で守っていこうという考えを持っていられるのか。実際に小諸では、今、本陣の保存に大きなプロジェクトを組んで対応しようとしております。御代田町では、これはどのような対応をとっておるのか、とろうとしておるのか、その辺についてお聞きします。

○議長（古越 弘君） 内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） それでは、お答えいたします。

今、池田議員がおっしゃるのは、多分小田井宿の関係のことだと思いますけど、小田井宿につきましては、史跡として、小田井宿一帯を町一帯の町指定の史跡としております。ですけど、それについては、建物個別については有形文化財といった登録はしてございません。なお、この小田井宿につきましては、昭和53年に県下全域において長野県教育委員会によりまして、江戸時代の歴史の道調査というものがなされまして、その中で中山道の各宿場やその建造物、そういったものの実地調査が行われました。そういったものを踏まえまして、同じく昭和53年に町のほうで史跡としております。

それから、保護政策、こういった保護をしているのかということですが、これもちょっと真楽寺とかの史跡については指定しておりますので、修理費用の4分の1といった補助が出ますので、そういったもので保全しております。ただ、小田井宿につきましては、指定しておりませんので、現在のところ、本陣については維持管理料をお支払いして、御当主の方に維持管理をしてもらっているといった状況

でございます。

それで、最後に、こういった今現在住んでないところのそういったものの保全はどうするのかということでございますけど、やはり町指定の文化財ということになってしまいますと、釘1本打てないとか、そういったものが所有者の方にさまざまな制限がかかって、指定されるのを敬遠されたといったケースもございます。やはり、本人の意向というものが重要ですので、そういった本人の意向を踏まえまして、それから、またその調査を踏まえて、そういった指定していくのか、そういったことを検討していかなくちゃいけないと思います。

それから、あともう一つ、登録有形文化財という制度もございますので、こちらのほうは、本人が申請してそういった文化財に登録してもらおうという制度がございます。そのほうは、まだ指定よりか緩いものでございますので、そういったものの活用も含めて保護していければいいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 池田健一郎議員。

○13番（池田健一郎君） 今、一番最後に説明のあった、本人が指定するというふうな制度を利用するためにするというのであれば、本人がしなければ、そのお宅、あるいは建物、こういったものは朽ち果てていくということが考えられるが、それは、教育委員会としてはいいという判断ですか。私が一番心配するのは、ああいったものは、長い間風雪に耐えてここまで残ってきた大切な文化財だと思うんです。したがって、それらを保護していく、そのために、あれはたしか個人の資産ですけども、個人が何かすればいいということではなくて、町がもう少し手を出すというふうなことをする必要がないですかと、こんなふうに聞いているわけです。

○議長（古越 弘君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 町としても、まるきりあそこの建物がなくなって朽ちていくというのは困ります。そういったことはありますので、本年度なんですけど、これも長野県の調査が、今、町のほうに入っております、そういった調査をしております。そういったものの結果も踏まえまして、町としても、そういった文化財の保護に努めていきたいと考えております。

今、小田井宿のこの建物をどうする、単体の建物をどうするっていうのはちょっと答えられないんですけど、いずれにしても、あそこも一つの観光資源に

もなっておりますし、史跡にもなっておりますので、そういった保護はしていかなくちやいけないというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 池田健一郎議員。

○13番（池田健一郎君） いろいろ苦しい答弁してくれますけれども、いずれにしても、これは県がやらないから、うちは御代田はここまでだというふうな線引きはこれ困ることなんです。町の実情に合った、そういった保存政策といいますか、こういったものを立てて保存して、それで、町の人みんなが見て、ああよかったと、きちんと残してもらってよかったというような形を行政の中でやってほしいと、こんなふうに思うわけです。よろしくお願いします。

それから、次に、誰もが健康で長生きしたい、これは誰しも望むところですし、加えて、人のやっかいにならないで、この世をおいとましていきたいと、これは全く私も高齢者の仲間入りをした一人で、そのような考えは本当に本音です。

こうした事態にもろもろ手を打ってきております。保健福祉課の事業は、他町村と比べて決して劣るものではありません。むしろ先を行っているのではないかとこのように承知はしています。高齢者の医療費とか保険料いろいろについては、前々の質問の中でお答えいただいておりますけれども、まだ、御代田町は、県内高齢化率も25.7%と南箕輪村に次いでまだ若いほうの町になっておるようです。このような数字はまだまだ、今だから言っておられることですが、これから本当に高齢化がどんどん進む中で、こういった長期の療養しようとするような、例えば生活習慣病、こういったものを抑えていくために、これからどんな政策をとっていくのか、時間がありません、簡単にお答えいただければと思います。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それではお答えいたします。

簡単にとのことでございますので、健康寿命の延伸対策としましては、健康習慣病対策の推進と、やはりあと介護予防の推進というその2点でございます。その辺を少しお話しても大丈夫でしょうか、それはだめですか。じゃあその2点でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（古越 弘君） 池田健一郎議員。

○13番（池田健一郎君）　そういった事業の中で、いろいろ町の皆さんが存じているのは、ロコモティブシンドローム、この活動が各区、町中の保健補導員の皆さんによって進められているわけですが、この活動が、いわゆる運動機能障害を抑えていくというふうな事業として非常に役に立っているのかと思っております。こういった意味で、今後この活動はどのように進めていくのかもお願いします。

○議長（古越　弘君）　古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君）　お答えいたします。

このロコモティブシンドロームの事業でございますけれども、やはり、どうしても運動機能低下ということで、介護に受ける方が多くなるということを中心に、そういった予防を含めて実施をしているものでございます。こちらの事業につきましては、理学療法士、ポールウォーキング指導者を講師としまして、全地区において年2回開催しておるもので、今年度は33回、316名ほどが受診しております。この教室では、やはりポールを使った歩き方の指導、日常生活の中で実践継続できるような働きをできる機会としております。

対象者の中で、やはり膝関節症や腰痛がある方がいらっしやいまして、そういう方たちに対しましては、理学療法士が個別に運動指導を行い、無理なく運動ができるよう支援をしております。

具体的な効果でございますけれども、すぐ目に見えるものではございませんで、現時点では事業評価をまだ十分行っているわけではございませんので、その辺のところはお答えできませんけれども、やはり、参加者からは膝に負担が少ない歩き方がわかったとか、やはり個別相談で自分に必要な運動の仕方が理解できたなどの声もいただいております。

今後、この事業につきましては、事業評価を行う中でよりよいものに内容を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古越　弘君）　池田健一郎議員。

○13番（池田健一郎君）　保健福祉課長のほうにはゆっくり説明していただければよろしんですけど、時間がなくて申しわけありません。

健康マイレージ制度というのが、県の指導になりましようか、いろんなものを組み立てて各自治体がこれを実施していくというような制度だと思いますけれども、



御代田町でも、かつてこれに似たような介護ポイントを集めて、それが個人の得点として何かの個人的な利益が得られるような制度があったように思います。これは包括でやっていた仕事だと思えるのですが、つい最近、やまゆりにも、高齢者支え合いポイントなどの制度を発表してくれております。これからこういった高齢者支え合いだけでなく、健康増進のための事業、何か計画があれば簡単に説明いただきたいと思っております。

○議長（古越 弘君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

健康マイレージ制度というふうなことで、いろんな自治体で取り組んでいるところもございますし、近隣でしたら、上田市、東御市が行っているところでございますが、こちらの事業につきましては、やはりこの事業を導入した目的でございますが、特定健診の受診率を上げるというような目的がかなりウエートを占めております。

東御市の状況を聞きましたけれども、26年度から導入しております、健診受診率が、平成27年は45.2%で、前年度より1.2%上昇したということでしたが、やはり、利用される方が60代から70代の方が多かったため、若年者への受診勧奨は難しかったということがございます。

また、上田市につきましても、受診率の変化は見られなかったということです。

当町としましても、この特定健診の受診率の向上のために、やはり効果的な方法については模索していかなければいけません。現在当町で行っているのは、未受診者対策としましては、個別訪問や電話による受診勧奨等で対応しているものでございます。平成27年度の受診率は47.6%で、前年度より4.4%、120人ほど増となっております。このような面から考えますと、当町といたしましては、受診率の向上に向けた健康マイレージの制度については注目はしていきますが、現時点ではすぐ導入するという事は考えておりません。

以上でございます。

○議長（古越 弘君） 池田議員に申し上げます。制限時間になります。まとめてください。

○13番（池田健一郎君） 早急にそういった事業を、他町村を真似てやるんじゃなくて、じっくりと腰を据えて、当町の実情に合った政策をこれからは組んでいっていただ

きたいと思います。

これからいろんな事業に対しても、重症化これらを防ぐための対応を我々も手を出してやっていかなきゃいけないと思っています。健康寿命を延ばすことは行政に頼ることだけでなく、いかに自覚して行動するかと、こんなようなことも承知しております。はしょった質問になっちゃったかもしれません。これで終わります。

○議長（古越 弘君） 以上で、通告7番、池田健一郎議員の通告の全てを終了します。

以上をもちまして、一般通告質問の全てを終了します。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 0時12分